

## 令和2年第3回定例会 議会提出議案

### 意見案第1号 加齢による難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度を求める 要望意見書

超高齢者社会を迎えた今日、高齢者の難聴の有病率は高く、難聴のために会話が円滑にすすまないことによる弊害は、高齢者の閉塞性を生み、外出を控えるなどコミュニケーションの妨げになっている。また、難聴がうつ病や認知症の引き金になることも懸念されている。このことは高齢者がいきいきと暮らしていくことに大きな不安を与えることになりかねない。

こうした状況の下、難聴の改善策として「補聴器」を使用することが医学的見地からも必要とされており、難聴者の聞こえを公的に支援することは喫緊の課題である。

しかしながら、補聴器を購入するには大変高価であり、高齢者や低所得者には負担が大きく、買い控えや安価の補聴器で対処せざるを得ない状況にある。

日本では障害者総合支援法で補装具費支給制度があり、義肢やつえ、車いすなどの補装具として補聴器が、かかった費用の原則1割負担で購入できる。しかし、この補聴器に関しては、身体障害者手帳の所持者である高度・重度難聴者が対象とされており、加齢性難聴者は対象となっていない。

WHO（世界保健機関）では、26から40デシベルを軽度難聴として補聴器を医師と相談して使用すること、41から60デシベルを中等度難聴として補聴器を常時使用することが基準で定められている。

また、欧米では加齢性難聴の補聴器購入に関して公的補助があり、デンマークやノルウェー、イギリスでは100パーセントの補助、ドイツやスイス、イタリア、フランスでもそれぞれの補助制度を有している。

日本ではこうした加齢性難聴に公的補助する制度がないことから、今日の高齢者社会において難聴者の聞こえを支援していくため、「高度・重度の難聴者」を除き、高額な補聴器購入について公的補助制度の確立が必要であり、次の事項の措置を講じられるよう要望する。

#### 記

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入について公的補助制度の創設をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月16日

北海道音更町議会議長 高瀬博文

提出先

## 意見案第2号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める要望意見書

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める選択的夫婦別姓制度が1996年に法制審議会で答申されて、間もなく四半世紀を迎えます。多くの国民が切実な思いで法改正を待つ中、2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「旧姓使用」の拡大の方針が示されました。しかし、法的行為、保険、納税、資格などにおいて法的根拠のない旧姓使用は不可の場合が多く、もし使えるようにしたとしても、2つの姓を使い分けることによる混乱の拡大が予想されます。

平均初婚年齢は年々上がり、現在30歳前後です。男女ともに生まれ持った氏名でキャリアを築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えており、戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。結婚自体を諦めるケースもあります。

また、反対派からは「別姓だと子どもがかawaiiそう」との声もありますが、一方で、別姓家庭で育った子どもたちが「勝手に決めつけないで」と声を上げていることは重要です。婚姻カップルの4分の1が再婚という時代にあって、現在の民法下では子どもの姓にも不都合が生じる例があり、子どもの権利保障の観点からみても改善が急がれます。

選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。

民間会社による最新の調査では、10～20代の女性92・6%、男性73・4%が選択的夫婦別姓に賛成しており、これから結婚を控える世代の要望が高まっています。こうした世論の高まりに応える形で、選択的夫婦別姓を求める意見書は2021年1月現在、全国で178件、北海道では18自治体でそれぞれ可決されています。

日本のジェンダーギャップ指数は153か国中121位と大変低いランクに位置しています。法務省が2018年3月の衆議院法務委員会で認めたとおり、夫婦同姓を強制する国が日本だけという事実が、ジェンダー後進国の現実を物語っているのではないかと考えます。

SDGs が掲げるジェンダー平等実現のためにも、本町議会は国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓について法制化するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月16日

北海道音更町議会議長 高瀬博文

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）